

業務種別	項目名	ID	属性	単位	入力	条件(海上)	条件(船空)	入力がない項目の 補完項目 (数字は優先順 位)	入力がない項目の 補完項目 (数字は優先順 位)	コード	入力条件/形式			
項目名	ID	属性	単位	入力	条件(海上)	条件(船空)	入力がない項目の 補完項目 (数字は優先順 位)	入力がない項目の 補完項目 (数字は優先順 位)	コード	入力条件/形式				
項目名	ID	属性	単位	入力	条件(海上)	条件(船空)	入力がない項目の 補完項目 (数字は優先順 位)	入力がない項目の 補完項目 (数字は優先順 位)	コード	入力条件/形式				
38	B/L番号/AWB 番号	BL	am	35	S	M	M	M	M	M	M	輸入貨物情報D B(繰返し2回 目のみ)	(1) 海上の場合 ① 3桁以上であること ② 船積申告の場合は、仕分けの欄目B/L番号を入力 ③ カンマ入力がないこと ④ 船積申告の場合は、以下の船積地域コードの 入力がある場合は、複数B/L番号の入力不可 ・ 船積・船中に係る保税地域コード ・ 船積増設申告書提出に係る保税地域コード ・ 貨物到着前輸入申告書提出に係る保税地域コード (2) 船空の場合 ① 繰返し1回目にAWB(HAWB)番号を入力 ② 繰返し2回目にMAWB番号を入力 ③ 繰返し3回目以降は、入力不可 ④ 20桁以下であること	
39	貨物情報	NO	n	8	F	F	F	F	F	F	F	輸入貨物情報D B	(1) 小数点以下は入力不可 (2) 船積で検閲できない場合は「1」を入力 (3) 船空で、申告等種別が「C」(「F」, 「V」,「H」,「N」,「J」,「P」,「S」, 「M」,「A」)または「G」である場合で、以下のい ずれかを満たす場合は、システムから補充後に必須で あること ① 通関申告または本申告後である ② 最初輸入承認年月日欄に入力がある ③ 郵便物である旨の入力がある	
40	積数単位コード	NO	am	3	M	M	M	M	M	M	M	貨物情報DB	包装種類コード UN/EGE 積数第20号 (英字)	
41	貨物重量(グロス)	GR	n	10	F	F	F	F	F	F	F	輸入貨物情報D B	(1) 海上の場合 整数部を初まで、小数点以下第3位まで入力可 (2) 船空の場合 ① 小数点以下第1位まで入力可 ② 申告等種別が「C」(「F」,「V」,「H」, 「N」,「J」,「P」,「S」,「M」,「A」)ま たは「G」である場合で、以下のいずれかを満たす場 合は、システムから補充後に必須であること ・ 通関申告または本申告後である ・ 最初輸入承認年月日欄に入力がある ・ 郵便物である旨の入力がある	
42	重量単位コード(グ ロス)	GR	am	3	M	M	M	M	M	M	M	輸入貨物情報D B	重量単位コード (UN/EGE 積数第20号 (英字))	船空の場合、以下のとおりであること ①「N」の入力不可 ② 申告等種別が「C」(「F」,「V」,「H」, 「N」,「J」,「P」,「S」,「M」,「A」)ま たは「G」である場合で、以下のいずれかを満たす場 合は、システムから補充後に必須であること ・ 通関申告または本申告後である ・ 最初輸入承認年月日欄に入力がある ・ 郵便物である旨の入力がある
43	記号番号	MR	am	140	C	C	C	C	C	C	C	貨物情報DB	海上の場合、申告等種別が「C」(「F」,「S」, 「M」,「A」)または「G」の場合で、郵便物でない 場合は、システムから補充後に必須であること	
44	積載船舶コード	VS	am	9	C	C	C	C	C	C	C	貨物情報DB	海上の場合、以下のとおりであること ① 積載船舶DBに登録されている積載船舶コードが 「9999」の場合は、必須入力 ② 申告等種別が「C」(「F」,「H」,「N」, 「J」,「P」,「S」,「M」,「A」)または 「G」の場合で、郵便物でない場合は、システムから 補充後に必須であること ③ 貨物到着前輸入申告書提出の場合で、保税積貨物の場 合は必須入力	
45	積載船(機)名	VS	n	35	C	C	C	C	C	C	C	① 船積DB ② 貨物情報DB	輸入貨物情報D B (予備申告の場 合は補充しな い)	(1) 海上の場合 ① システムから補充されない場合に入力 ② システムから補充される積載船(機)名が、申告す べき船(機)名と異なる場合は必須入力 ③ 申告等種別が「C」(「F」,「H」,「N」, 「J」,「P」,「S」,「M」,「A」)または 「G」の場合で、郵便物でない場合は、システムから 補充後に必須であること ④ 貨物到着前輸入申告書提出の場合で、保税積貨物の場 合は必須入力 (2) 船空の場合 ① システムから補充されない場合に入力 ② 通関申告または本申告が行われている場合で、郵便 物でない場合は、システムから補充後に必須であるこ ③ 積載船会社コード(2桁)、フライトナンバー(4 桁)、スラッシュ(1桁)、目付(DOMM)の体 系で入力すること ④ 最初輸入承認年月日が入力されている場合は目 付P承認後の場合は、うるす年以外でも日付ID
46	入港年月日	AR	n	8	C	C	C	C	C	C	C	輸入貨物情報D B (予備申告の場 合は補充しな い)	輸入貨物情報D B (予備申告の場 合は補充しな い)	(1) 海上の場合 ① 申告等種別が「C」(「F」,「S」,「M」, 「A」)または「G」の場合で、通関申告または本申告 が行われている場合で、郵便物でない場合は、システ ムから補充後に必須であること ② 貨物到着前輸入申告書提出の場合で、保税積貨物の場 合は必須入力 (2) 船空の場合 通関申告または本申告が行われている場合で、郵便 物でない場合は、システムから補充後に必須であること
47	船(船)卸港コード	DS	am	3	F	F	F	F	F	F	F	輸入貨物情報D B (予備申告の場 合は補充しな い)	国連LOCOD E(船名2桁を 除く3桁)	(1) 海上の場合 ① 貨物到着前輸入申告書提出の場合で、保税積貨物の場 合は必須入力 (2) 船空の場合 通関申告または本申告が行われている場合で、補充 されない場合は、必須入力
48	積出地コード	PS	am	5	F	F	F	F	F	F	F	輸入貨物情報D B	国連LOCOD E	(1) 船名コード「J」「P」及び「Z」は入力不可 (2) 船空で、申告等種別が「C」(「F」, 「V」,「H」,「N」,「J」,「P」,「S」, 「M」,「A」)または「G」である場合で、以下のい ずれかを満たす場合は、システムから補充後に必須で あること ① 通関申告または本申告後である ② 最初輸入承認年月日欄に入力がある ③ 郵便物である旨の入力がある
49	積出地名	PS	n	20	F	F	F	F	F	F	F	国連LOCOD E(積出地コー ド)	(1) コード化されていない積出地の場合に、積出地 を入力 (2) 船空で、申告等種別が「C」(「F」, 「V」,「H」,「N」,「J」,「P」,「S」, 「M」,「A」)または「G」である場合で、以下のい ずれかを満たす場合は、システムから補充後に必須で あること ① 通関申告または本申告後である ② 最初輸入承認年月日欄に入力がある ③ 郵便物である旨の入力がある	
50	貿易形態別番号	BO	am	3	C	C	C	C	C	C	C	貿易形態別番号	(1) 船積以上を要する貿易の場合にのみ (2) D/P後払いと定期借付金の場合は必要不可 (3) 申告等種別「G」の場合は、入力不可	
51	コンテナ扱い本数	OD	n	3	C	C	C	C	C	C	C	貨物情報DB	(1) コンテナ扱いで通関する場合にのみ (2) コンテナ扱いで通関する場合で、システムで積 荷の輸送は入力しない (3) コンテナ扱いで通関しない場合は、「0」を 入力(システムで補充しない)	
52	戻税申告種別	RT	am	1	C	C	C	C	C	C	C	戻税申告種別	戻税申告法第19条の3(輸入時と同一致状で再輸出 される場合の戻し税)に係る申告を行う場合に「X」 を入力	
53	輸入貿易管理令第3 条等種別	BU	am	1	C	C	C	C	C	C	C	輸入貿易管理令第3条 等種別	輸入貿易管理令第3条に係る公衆を行う場合に該当する場 合に、その旨をコードで入力 W: フォンション金付付戻し一貫に該当する輸入許可 書または各種証明書を取得している場合 C: 公衆を行う付番三三三(通関時特認品目)の規定 により税関に提出すべき書類がある場合で、W以上の 届出が認められているもの T: 公衆を行う付番三三三(通関時特認品目)の規定 により税関に提出すべき書類がある場合で、W及びC 以外のもの G: 公衆を行う付番三三(三三三を除く)の規定により 税関に提出すべき書類がある場合で、W以外のもの K: その他、公衆を行う付番に係る証明書を税関に提出 する場合 U: 輸入貿易管理令第3条の第20号に該当するた めの、税関に提出する期間満了後管理手帳付付戻しが 付したユースコーン承認証明書を提出する場合 O: その他	
54	輸入承認証発行種別	IL	am	1	C	C	C	C	C	C	C	輸入承認証発行種別	F: 輸入承認証(船積物) I: 輸入承認証(有為財、または無為財及び有為財兼 有財) (2) 申告等種別が「H」または「N」の場合で、品 目コードが6桁で入力されている場合は、入力不可	
55	内容点検等結果	N4	am	1	C	C	C	C	C	C	C	内容点検等結果	内容点検または書類確認をした場合に、その旨をコー ドで入力 A: 調査なし B: 調査あり C: 確認依頼	
56	税関調査用番号	CI	am	5	C	C	C	C	C	C	C	税関が指示した場合に、指定されたコードを入力	税関が指示した場合に、指定されたコードを入力	
57	他法令コード	DL	am	2	5	C	C	C	C	C	C	他法令コード	(1) 戻税申告法7の各条項の許可承認等を添付する 場合は他法令手続の証明をシステムにより行う場 合は、他法令コードで入力 (2) 同一コードの重複がないこと	
58	共通管理番号	KN	am	10	C	C	C	C	C	C	C	共通管理番号	(1) 当該輸入申告書に係る他法令手続の証明が行わ れる場合は他法令手続の証明をシステムにより行う 場合あり、その他 他法令手続の証明をシステムにより行う場合に入 力 (2) 複数のB/L番号が入力されている場合は、入 力不可	
59	食品衛生証明種別	FD	am	1	C	C	C	C	C	C	C	食品衛生証明種別	(1) 食品衛生法に係る他法令手続の証明をシステ ムにより行う場合に、その旨をコードで入力 (2) 複数のB/L番号が入力されている場合は、入 力不可 Y: 他法令手続の証明をシステムにより行う場合(1 層のみの場合) Z-9: 他法令手続の証明をシステムにより行う場合 (2~9層の場合) N: 他法令手続の証明をシステムにより行う旨を 取得する場合	
60	植物防疫証明種別	PL	am	1	C	C	C	C	C	C	C	植物防疫証明種別	(1) 植物防疫法に係る他法令手続の証明をシステ ムにより行う場合に、その旨をコードで入力 (2) 複数のB/L番号が入力されている場合は、入 力不可 Y: 他法令手続の証明をシステムにより行う場合(1 申請のみの場合) Z-9: 他法令手続の証明をシステムにより行う場合 (2~9層のみの場合) N: 他法令手続の証明をシステムにより行う旨を 取得する場合	

業種名 (業務コード)		輸入申告業務事項登録 (I D A O 1)															条件 (船空)															入力がない項目の 種別項目 (数字は優先順 位)	コード	入力条件/形式		
項目	項目名	ID	属性	種別	種別	申告等種別 C/F	申告等種別 H/N	申告等種別 J/P	申告等種別 T/V	申告等種別 S/M/A G	申告等種別 K/D/U A/B	申告等種別 R	申告等種別 C/F	申告等種別 Y	申告等種別 H/N	申告等種別 J/P	申告等種別 T/V	申告等種別 S/M/A G	申告等種別 K/D/U A/B	申告等種別 R	申告等種別 C/F	申告等種別 Y	申告等種別 H/N	申告等種別 J/P	申告等種別 T/V	申告等種別 S/M/A G	申告等種別 K/D/U A/B	申告等種別 R	入力がない項目 の 種別項目 (数字は優先順 位)	コード	入力条件/形式					
110	課税価格控分係数	BP	n	18		C	M	C	C	C	C	C	C	X		M	C	C	C	C	C	X		M	C	C	C	C	C			(1) 課税価格の種別を控分する場合は控分係数を入力 (2) 1種申告の場合は入力者様 (3) 1種申告であっても種別控分による内取適用の 場合は入力 (4) 小数点第2位まで入力可 (5) 申告等種別が「H」または「N」の場合は、品 目別のインボイス価格を入力				
111	運賃控分係数	FR	m	1		C	X	C	C	C	C	C	C	X		X	C	C	C	C	C	X		X	C	C	C	C	C			(1) 運賃額の申告であり、かつ、入力された運賃を 差引または控分で控分し他の額の課税価格の計算に不 算入とする場合に、その控分コードで入力 (2) 課税価格控分係数に輸入がある場合は、入力不可 A: 運賃を差引控分する場合 B: 運賃を控分控分する場合				
112	FOB通関コード	FO	m	3		X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X			通関コード (I S O 4 2 1 7 - 参照)	本業務では入力不可		
113	課税価格	BP	n	18		C	X	C	C	C	C	C	C	C	X	C	C	C	C	C	C	C	X	C	C	C	C	C	C			(1) 手計算により算出した課税価格を入力する場合 に (2) 一部の品目について課税変更法第4条の6 (航 空運送物に係る課税価格の決定の特例) に基づく運 賃特別扱いをする場合は、当該品目種別について手計算 により運賃特別扱いの運賃を加算して算出した課税價 格を入力 (3) 課税価格控分係数に輸入がある場合は、入力不可 (4) 小数点以下は、入力不可 (5) 申告等種別「Y」の場合で、インボイス価格条 件コード欄に「F O B」、「C & F」、「C & M」、「 C & F」以外の入力があった場合は、必須入力 (6) 申告等種別が「T」または「V」の場合で、輸 入(引取)申告時に整理方式がシーリング方式の特殊 税率または整理方式が特殊なシーリング方式のEPA に基づく税率が適用された欄がある場合は、輸入(引 取)申告時の課税価格を必須入力				
114	事前徴収 (分額)	JK	m	9		C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C			事前徴収 (分額) 番号を9桁で入力				
115	事前徴収 (所在地)	JK	m	7		C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C			事前徴収 (所在地) 番号を7桁で入力				
116	関税減免コード	RE	m	5		C	X	C	C	C	C	C	C	C	X	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C			関税減免コード	関税について、減税、免除、控除または軽減税率が適 用される場合に、関税の減税または控除をコードで入力			
117	関税減額	RE	m	11		C	X	C	C	C	C	C	C	C	X	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C			関税減免コードに減税または控除に対応するコード の入力がある場合に、関税の減税または控除をコード で入力				
118	内国消費税等種別 コード	TX	m	10	6	C	X	C	C	C	C	C	C	C	X	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C			内国消費税等種 別コード	(1) 内国消費税、地方消費税または特殊関税が課せ られる場合に、内国消費税等種別コードで入力 (2) 地方消費税が課税される場合は、消費税を入力 することにより自動計算されるため、地方消費税の内 国消費税種別コードは入力不可			
119	内国消費税等減免 コード	TR	m	3	+	C	X	C	C	C	C	C	C	C	X	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C			輸入関税減免 コードDB	内国消費税等減 免コード	(1) 内国消費税等減免コードについて、減税、免除、控 除、事前引取または右記の特例税率が適用される場 合に、内国消費税等減免コードに消費税等種別の コード「F O」が入力された場合、入力不可 (2) 内国消費税等減免コードに消費税等種別の コード「F O」が入力された場合、入力不可		
120	内国消費税等減免 種別	TG	m	11	+	C	X	C	C	C	C	C	C	C	X	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C	C			内国消費税等減 免種別	内国消費税等減免 種別	(1) 内国消費税等減免コードに減税または控除に対 応するコードの入力がある場合は、内国消費税等の減 税または控除を入力		